

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.169 December 2016

Contents

会計情報

増値税会計処理規定の公表..... 2

税務情報

中国税関による税関査察条例実施弁法の改正

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～..... 6

中国業務に関する主なお問合せ先..... 9

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

会計情報

増値税会計処理規定の公表

有限責任監査法人トーマツ 中村 剛

中国財政部は2016年12月3日に、現在進められている営業税から増値税に移行するための税制改革(「營改増」)に関連して、「増値税会計処理規定」(财会[2016]22号、以下「本規定」と表記)を公表しました。本規定は公布日(2016年12月3日)より施行し、増値税改革が施行された2016年5月1日から本規定施行までの間に発生した取引が、本規定によりその資産、負債等の金額に影響を受ける場合には、本規定に従い調整しなければなりません。また、国が定めた会計制度の関連規定が本規定と合致しない場合には、本規定を優先適用しなければならないとされているため、注意が必要です。

また、本規定では、従来から日系企業の中国子会社の会計処理、税務処理で議論の多い「検収、入庫済の貨物等の増値税控除証憑未取得の場合」の会計処理や、「会計上の収益の認識時点が増値税納税義務の発生時点より早い場合」の会計処理についても言及されている点、注目に値します。

以下、本規定のポイントを解説します。

1. 会計科目及び専用欄の設置

増値税一般納税者は、「未払税金」科目の下に(一)「未払増値税」、(二)「未納増値税」、(三)「前払増値税」、(四)「未控除仕入税額」、(五)「未認証仕入税額」、(六)「未振替売上税額」、(七)「増値税留保税額」、(八)「簡易課税」、(九)「金融商品譲渡による未払増値税」、(十)「源泉徴収増値税」等の明細科目を設置しなければなりません。

また、(A)「未払増値税」の明細帳簿に①「仕入税額」、②「売上税額控除」、③「納付済税金」、④「未納増値税振替」、⑤「減額・免除税額」、⑥「輸出と国内販売との相殺による未払増値税」、⑦「売上税額」、⑧「輸出還付」、⑨「仕入税額振替」、⑩「過大納付増値税振替」等の専用欄を設けなければなりません。

なお、小規模納税者は、「未払税金」科目の下に「未払増値税」明細科目のみ設ける必要があり、「金融商品譲渡による未払増値税」「源泉徴収増値税」以外の明細科目の専用欄を設ける必要はありません。

本規定では、増値税の会計処理に関して、以下の通り、使用する会計科目および専用欄の内容を定めています。

会計科目	内容	
(一)未払増値税	① 仕入税額	一般納税者が貨物、加工・修理・補修役務、サービス、無形資産あるいは不動産の購入のために支払うまたは負担する、当期の売上税額から控除可能な増値税額を記録する。
	② 売上税額控除	一般納税者が現行の増値税制度の規定に基づき売上高を控除することにより減少した売上税額を記録する。
	③ 納付済税金	一般納税者が既に納付した当月の未払増値税額を記録する。
	④ 未納増値税振替	一般納税者が月末に振替える当月納付すべき未払増値税額を記録する。
	⑤ 減額・免除税額	一般納税者が現行の増値税制度の規定に基づき減額・免除可能な増値税額を記録する。
	⑥ 輸出と国内販売との相殺による未払増値税	“免除、相殺、還付”の方法を採用する一般納税者が規定に従い計算した、輸出貨物の仕入税額をもって国内販売商品に係る納付すべき税額を相殺する税額を記録する。
	⑦ 売上税額	一般納税者が貨物、加工・修理・補修役務、サービス、無形資産あるいは不動産を販売する場合に受け取るべき増値税額を記録する。
	⑧ 輸出還付	一般納税者が貨物、加工・修理・補修役務、サービス、無形資産を輸出する際に規定に基づき還付される増値税額を記録する。
	⑨ 仕入税額振替	一般納税者が貨物、加工・修理・補修役務、サービス、無形資産あるいは不動産を購入する場合に発生した非経常的損失及びその他の要因により売上税額から控除不能な、規定に基づき振替えるべき仕入税額を記録する。
	⑩ 過大納付増値税振替	一般納税者が月末に振替える当月の過大納付増値税額を記録する。

会計科目	内容
(二)未納増値税	一般納税者が月末に「未払増値税」または「前払増値税」明細科目から当月に納付すべきであるが未納の増値税、過大納付増値税または前払増値税に振替える増値税額、及び当月に納付した過去の期間の未納増値税額を計算する。
(三)前払増値税	一般納税者が不動産の譲渡、不動産のオペレーティング・リースサービスの提供、建築サービスの提供、代金の前受方式で自社開発の不動産の販売、及びその他現行の増値税制度規定に基づき前払いすべき増値税額を計算する。
(四)未控除仕入税額	一般納税者が既に増値税控除証憑を取得しかつ税務機関に認証され、現行増値税制度規定に基づき、将来期間において売上税額から控除可能な仕入税額を計上する。それには、一般納税者が2016年5月1日以後に取得しかつ有形固定資産として計上する不動産の仕入税額、または2016年5月1日以後に取得する不動産建設仮勘定の現行増値税制度規定に基づき将来期間において売上税額から控除可能な仕入税額、および納税指導期間管理を受けている一般納税者が取得した、相互照合未実施の増値税控除証憑に明記または計算された仕入税額が含まれる。
(五)未認証仕入税額	一般納税者が税務機関の未認証により当期の売上税額から控除不能な仕入税額を計算する。それには、一般納税者が既に増値税控除証憑を取得し、現行の増値税制度規定に基づき売上税額から控除可能であるが、税務機関に認証されていない仕入税額及び一般納税者が検査を申請したが検査合格の結果の税関納税通知の未取得における仕入税額が含まれる。
(六)未振替売上税額	一般納税者が貨物、加工・修理・補修役務、サービス、無形資産または不動産を販売する場合に既に関連収益(または利得)を認識したが、増値税納税義務が発生せず、将来期間において売上税額として認識する必要のある増値税額を計算する。
(七)増値税留保税額	サービス、無形資産または不動産の販売を兼営する従来からの増値税一般納税者が、増値税試験期間以前の増値税期末留保税額が現行の増値税制度規定によりサービス、無形資産または不動産の売上税額から控除できない増値税留保税額を計算する。
(八)簡易課税	一般納税者が簡易課税方式を採用した場合に発生する増値税計上、控除、前払い、納付等の業務を計上する。
(九)金融商品譲渡による未払増値税	増値税納税者が金融商品を譲渡した際に発生する増値税額を計算する。
(十)源泉徴収増値税	納税者が、中国国内において経営機構を設置していない国外企業または個人から購買を実施した場合、かかる国外企業または個人の国内課税行為における増値税を源泉徴収する金額を計算する。

2. 会計処理の概要

以下、本規定で規定されている、主要な会計処理の概要を説明します。

(1) 仕入等の業務の仕入税額が控除可能な場合の帳簿処理

一般納税者が貨物、サービス等を購入する場合は、関連する原価費用または資産に計上すべき金額を「在庫商品」等の科目に借方計上し、当月に認証された控除可能な増値税額を「未払税金-未払増値税(仕入税額)」科目に借方計上し、当月末にまだ認証されていない控除可能な増値税額を「未払税金-未認証仕入税額」科目に借方計上し、支払うべきまたは実際に支払う金額を「買掛金」等の科目に貸方計上します。返品が発生した場合は、仕入当初の増値税専用発票が認証済みであれば税務機関の発行した赤字増値税専用発票に基づき当初仕訳と反対の会計仕訳を行わなければならない、当初の増値税専用発票が未認証であれば、発票を返却し、かつ当初仕訳と反対の会計仕訳を行います。

(借方)在庫商品	(貸方)買掛金
(借方)未払税金-未払増値税(仕入税額)	
(借方)未払税金-未認証仕入税額	

(2) 検収、入庫済の貨物等の増値税控除証憑未取得の場合の帳簿処理

購入した貨物が既に到着しかつ検収、入庫されたが、増値税控除証憑を受領しておらず、かつ代金支払を行っていない場合は、月末において貨物リストまたは契約書に明記された価格で見積計上しなければなりません。この場合、増値税の仕入税額の見積り計上を行う必要はありません。当該見積りによる仕訳は、翌月初に取り消しの仕訳を行い、関連増値税課税証憑の入手かつ認証受け、関連原価費用または資産に計上すべき金額を「在庫商品」等の科目に借方計上し、控除可能な増値税額を「未払税金-未払増値税(仕入税額)」科目に借方計上し、納付すべき金額を「買掛金」等の科目に貸方計上します。

(当月仕訳)

(借方)在庫商品	(貸方)買掛金
----------	---------

(翌月初の反対仕訳)

(借方)買掛金	(貸方)在庫商品
---------	----------

(増値税課税証憑の入手かつ認証後)

(借方)在庫商品	(貸方)買掛金
(借方)未払税金-未払増値税(仕入税額)	

(3) 販売業務の会計処理

企業が貨物、サービス等を販売した場合は、受領すべき金額を「売掛金」等の科目に借方計上し、取得する収益金額を「主要業務収益」等の科目に貸方計上し、増値税制度規定に基づき計算した売上税額を「未払税金-未払増値税(売上税額)」等に貸方計上します。売上返品が発生した場合は、規定により発行された赤字増値税専用発票に基づいて反対の会計仕訳を行わなければなりません。

(借方)売掛金	(貸方)主要業務収益
	(貸方)未払税金-未払増値税(売上税額)

国の定めた会計制度による収益の認識時点が増値税制度の定めた増値税納税義務の発生時点より早い場合は、関連売上税額を「未払税金-未振替売上税額」科目に計上し、納税義務が実際に発生した時点で「未払税金-未払増値税(売上税額)」科目に振替えます。

(会計上の収益認識時点)

(借方)売掛金	(貸方)主要業務収益
	(貸方)未払税金-未振替売上税額

(増値税納税義務の発生時点)

(借方)未払税金-未振替売上税額	(貸方)未払税金-未払増値税(売上税額)
------------------	----------------------

増値税制度の定めた増値税納税義務の発生時点が国の定めた会計制度による収益の認識時点より早い場合は、納付すべき増値税額を「売掛金」科目に借方計上し、「未払税金-未払増値税(売上税額)」に貸方計上し、国の定めた会計制度に従い収益を認識する時点で、増値税売上税額控除後の金額をもって収益を認識します。

(増値税納税義務の発生時点)

(借方)売掛金	(貸方)未払税金-未払増値税(売上税額)
---------	----------------------

(会計上の収益認識時点)

(借方)売掛金	(貸方)主要業務収益
---------	------------

(4) 増値税納付時の会計処理

企業が当月の納付すべき増値税を納付する場合は、「未払税金-未払増値税(納付済税金)」科目に借方計上し、「銀行預金」科目に貸方計上します。

(借方)未払税金-未払増値税(納付済税金)	(貸方)銀行預金
-----------------------	----------

企業が過去期間の未納付の増値税を納付する場合は、「未払税金-未納増値税」科目に借方計上し、「銀行預金」科目に貸方計上します。

(借方)未払税金-未納増値税	(貸方)銀行預金
----------------	----------

企業が増値税を事前納付する場合は、「未払税金-前払増値税」科目に借方計上し、「銀行預金」科目に貸方計上します。月末に、企業は「前払増値税」明細科目の残高を「未納増値税」明細科目に振替え、「未払税金-未納増値税」科目に借方計上し、「未払税金-前払増値税」科目に貸方計上します。

(借方)未払税金-前払増値税	(貸方)銀行預金
(借方)未払税金-未納増値税	(貸方)未払税金-前払増値税

3. 財務諸表での表示

「未払税金」科目の下位科目である「未払増値税」、「未納増値税」、「未控除仕入税額」、「未認証仕入税額」、「増値税留保税額」等の明細科目の期末借方残高は、状況に応じ、貸借対照表の「その他流動資産」または「その他非流動資産」項目に表示し、「未払税金-未振替売上税額」等の科目の期末貸方残高は、状況に応じ、貸借対照表の「その他流動負債」または「その他非流動負債」の項目に表示します。「未払税金」科目の下位科目である「未納増値税」、「簡易課税」、「金融商品譲渡による未払増値税」、「源泉徴収増値税」等の科目の期末貸方残高は貸借対照表の「未払税金」項目に表示します。

4. 適用時期

本規定は公布日(2016年12月3日)より施行され、増値税改革が施行された2016年5月1日から本規定施行までの間に発生した取引が本規定により資産、負債等の金額に影響を与える場合には、本規定に従い調整しなければなりません。また、国が定めた会計制度の関連規定が本規定と合致しない場合には、本規定を優先的に適用します。

税務情報

中国税関による税関査察条例実施弁法の改正 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

中華人民共和国税関総署は2016年9月26日に改正後の『中華人民共和国税関査察条例』実施弁法(税関総署第230号令¹:以下「新実施弁法」)を公布した。新実施弁法は2016年11月1日から実施され、同時に、税関総署が2000年に公布した旧『中華人民共和国税関査察条例』実施弁法(税関総署第79号令:以下「旧実施弁法」)は廃止される。

税関査察条例によれば、税関査察とは、税関が輸出入貨物を通過させた日から3年以内、または保税貨物、減免税された輸入貨物の税関監督管理期間内およびその後の3年以内において、輸出入貨物と直接関係する企業や組織単位の会計帳簿、会計証ひょう、通関書類、および関連のその他資料と輸出入貨物に対して検査を行い、その輸出入活動の真実性と合法性を監督することを指す。

国務院は2016年7月に、20年近い歴史を持つ税関査察条例に対する大幅な改正を行っており(国務院令第670号)、改正後の税関査察条例は2016年10月1日から実施された。今回の改正では、査察の実施規範と対象範囲、税関と被査察者の権利・義務等に関する調整が行われ、また、企業による自主開示や仲介機構への業務委託に関する規定が新たに設けられた。税関査察条例の改正を受けて、新実施弁法は、税関査察条例の新規定(例えば自主開示、仲介機構への業務委託等)について、更に細かく、明確に規定した。

中国税関による通関改革の推進に伴い、税関査察の役割は増してきており、税関は企業に対する査察の強化を通じて、企業における輸出入活動の真実性と合法性に対する全面的な監督を実現できるよう目指している。新実施弁法の公布と実施は、税関の査察業務と輸出入企業のコンプライアンス管理に少なからず影響を及ぼすことが予想される。

1. 新実施弁法のハイライト

新実施弁法は計5章34条で構成されており、新たに“自主開示”の章が設けられると同時に、旧実施弁法の第4章“税関査察の処理”と第5章“法的責任”が削除され、各条項を修正の上、他の章に統合することで、より簡潔でコンパクトな構造となった。

1) 主な変更点

新実施弁法第24条においては、税関査察における仲介機構の役割について明確に規定されている。「税関が査察を実施する際に、会計士事務所、税理士事務所、あるいは会計、税務等の関連資質と能力を持つその他の専門機構に、査察に関連する問題に係る意見書の作成を委託することができる。当該専門的意見書は税関の許可を得て、査察における事実認定の証拠資料とすることができる。企業が専門機関に委託して作成した専門的意見は、税関査察の参考資料とすることができる。専門機構が虚偽表示、事実隠ぺい、守秘義務違反等をした場合、税関は事実どおりに記録し、相応の措置を取るべきであり、また、所轄の部門あるいは業界協会に通報することができる。

“自主開示”の章においては、以下のように規定されている。「輸出入を行う企業と組織単位が自主開示を行う場合、帳簿と証ひょう等の証拠資料を税関に提出すべきであり、かつ提出資料の真実性、正確性と完全性に対して責任を負う。税関は、輸出入企業・組織単位による自主開示報告書に対して事実確認を行うべきであり、状況に応じて資料の追加提出を要求することができる。

「輸出入企業・組織単位がコンプライアンス違反について自主開示を行った場合、税関は行政処罰を軽くし、または減輕するものとする。違反行為が軽微であり、かつ速やかに更正した上で、実害をもたらさなかった場合、行政処罰を行わないものとする。輸出入企業・組織単位が自主開示を通じて税金を追納した場合、滞納金を減免することができる。

ただし、輸出入企業・組織単位がコンプライアンス違反について書面にて自主的に税関に開示し、処罰を受ける意思を表した場合においても、下記のいずれかの状況に該当する場合、「自主開示」として認められない。

- 開示の前に、税関が既に違法に関する情報を把握していた場合
- 開示の前に、税関が被査察者に査察を実施する旨を通知していた場合
- 開示報告書に重大な虚偽記述があり、またはその他の違法行為を隠ぺいした場合

¹ 『中華人民共和国税関査察条例』実施弁法(税関総署第230号令)(中華人民共和国税関総署ウェブサイト(中国語))

新実施弁法において、輸出入企業・組織単位が査察文書の受取を拒否した場合に適用される“差置送達”の規定が盛り込まれた。「被査察者が査察文書の受取を拒否した場合、税関は立会人を現場に呼び、状況を説明し、事由および日時を明記し、立会人と少なくとも2名の税関査察担当者による署名の上で、査察文書を被査察者の生産経営場所に差し置くことができる。また、査察文書を被査察者の生産経営場所に差し置いた上で、写真撮影、ビデオ撮影等の方法を用いてその全過程を記録することで、被査察者が受領サインを行ったものとみなすことができる」。

2) その他

新実施弁法により、“保税運送貨物の輸送と管理”と“一時輸出入貨物の使用と管理”は、税関査察の対象となる輸出入活動の範囲から削除された。

新実施弁法により、税関は査察活動の便宜を図るため、見学、訪問、書面問い合わせ、ネット調査、委託調査等を通じて、関連の業界協会、政府部門、金融機構、関係企業に対して貿易調査を展開し、政府部門の監督管理情報、特定業界・企業の概要状況、貿易慣例、生産経営状況、市場構造、特定商品の構造、成分、格付、機能、用途、製造工程、動作原理等の技術情報および価格情報、およびその他輸出入活動にかかる情報を収集することができる。

前述のとおり、税関は通関日から3年以内に査察を行うことができる。新実施弁法により、その期間内において、企業は通関書類、輸出入証ひょう、契約書等の資料を保管しなければならない、輸出入と直接関係する電子データについても同様にこの規定が適用される。

被査察者が経営管理上、コンピューターやネット通信等の情報技術手段を通じて電子データのみを保存する場合、帳簿、証ひょう等の電子データを税関に提出するとともに、税関にシステムへのアクセス権限を開放し、操作マニュアルやその他の関連資料を税関に提供しなければならない。被査察者の電子データに対してコピーを取る際に、コピーデータの製作方法、製作日時、製作者、データ内容、オリジナルデータの保存場所等を明記するとともに、コピーデータの製作者と被査察者代表者による署名・捺印を受けなければならない。

被査察者の帳簿、証ひょう等の資料に対してコピーを取る際に、被査察者の代表者はコピー資料とオリジナル資料との一致性を確認した上で、コピー資料に複製元、ページ数、コピー日時、および「本コピー資料はオリジナルの内容と一致することを確認した」旨を明記し、署名または社印捺印を行う。また、被査察者が帳簿、証ひょう等の資料を外国語で作成した場合、税関の要求に合致する中国語翻訳を提供しなければならない。

新実施弁法では査察を実施する責任主体について規定した。「税関査察は原則として、被査察者の登録地の所轄税関が行う。ただし、被査察者の登録地が貨物の通関申告あるいは輸出入を行う場所が一致しない場合、通関申告あるいは輸出入を行う場所の所轄税関が税関査察を行うことができる。税関総署は、下級税関を指定または組織して、複数税関の管轄区域をまたがって査察を行うことができる。直属税関は、下級税関を指定または組織して、自身の管轄区域内において査察を行うことができる。

税関査察において、税関は帳簿、証ひょう等の資料を差し押さえることができる。新実施弁法において、電子データを保存する媒体も差押えの対象であると明確に規定されている。

新実施弁法の規定により、税関は被査察者のコンプライアンス違反行為について、「税関期限付き更正通知書」を発行し、被査察者が期限内に更正しなかった場合、税関は被査察者の信用等級を調整することができる。

新実施弁法の規定により、「被査察者に税金の過少納付や申告漏れの疑いがある場合、査察チームは書面にて被査察者に意見聴取を行う」。従来の規定では、問題がなかった場合においても書面での意見聴取が必須であったが、新実施弁法により、査察作業が簡潔化された。

新実施弁法は査察を打ち切るための条件と手続について規定した。「被査察者が行方不明、あるいは被査察者が解散済みでかつその権利・義務を受け継ぐ者がいない場合、直属税関の税関長またはその授権を受けた隷属税関の税関長の許可を以て、査察を打ち切ることができる」。

新実施弁法の規定により、被査察者が規定どおりに帳簿を設けていないもしくは作成していない、または帳簿を移管、隠ぺい、改ざん、き損した場合には、税関は関連の状況を被査察者の所在地の県レベル以上人民政府の財政部門に通報しなければならない。

2. デロイト中国のコメント

近年、中国税関は一連の改革を進め、管理を従来の「輸出入貨物に重心を置くもの」から「企業と貨物の両方を重視したもの」に変えるとともに、業務の重心を「出入国検査場における通関業務の管理」から「企業に対する事後管理」へと移行させた。新税関査察条例と新実施弁法の公布を経て、税関査察の対象範囲と実施方法がより明確なものとなり、作業手続についてより細かく規定された。これは、査察における法執行の透明性向上と被査察者の権益保障にとって、積極的な意味を持つものである。特に自主開示、および第三者仲介機構による査察への関与に関する制度の正式な確立は、企業のコンプライアンス向上と税関査察制度の公平性・効率向上に有利である。今後も、税関による査察の内部手続と作業規定の更なる整備が期待される。

企業は、新税関査察条例と新実施弁法における以下の規定に留意する必要がある。

- 税関査察部門とその他関係部門との情報共有および連携：
- 新実施弁法の規定により、税関は査察の過程で、業界協会、政府部門、金融機構およびその他の関係企業に情報を収集することができ、また、把握した情報をその他の政府部門とシェアすることができる。さらに、場合によっては、企業の税関信用等級を調整することができる。これは、税関査察を受けた場合、企業の置かれる監督管理の環境がより厳しいものとなり、コンプライアンス違反によって生じる悪影響は関税面に限られなくなることを意味する。将来において、法執行機関との間の情報共有と業務連携の深化に伴い、輸出入企業・組織単位は、全体的な観点からコンプライアンスと信用レベルの向上に尽力する必要がある
- 電子データに対する監督管理規定の明確化：
- 企業の日常経営管理における IT 技術の応用普及を受け、新実施弁法は、電子データを税関査察における資料情報の対象範囲に入れ、その保管、収集、複製について規定した。電子データの使用は、税関査察の効率向上につながるが、企業は、電子データの管理要求に留意し、データの滅失とそれによって引き起こされるリスクの防止に尽力する必要がある

また、新実施弁法において、不明瞭の部分があり(例えば、外国語の資料は「税関の要求に合致する中国語翻訳」の提出が必須であるが、「税関の要求」については明確に規定されていない)、法規面と実務面での続報が待たれる。

まとめとして、企業は、新税関査察条例と新実施弁法の公布を受け、税関査察の常態化動向に留意し、輸出入業務に対する内部統制の強化を通じて、税関面のリスクの早期発見と防止に尽力する必要がある。

- サプライチェーン全体におけるコンプライアンスを強化し、税関信用等級を引き上げるチャンスを探し、税関高級認証企業の審査・認定に積極的に参加することで、通関監督管理と事後調査における政策面での便宜を求めること
- 国際貿易と輸出入業務のコンプライアンス向上を推進し、帳簿、証ひょう等の資料に対する管理を強化し、定期的に国際貿易と輸出入業務のリスク評価を行うことで、潜在的なリスクと問題を特定し、税関への自主開示を通じて、コンプライアンスリスクのコントロールに尽力すること
- 税関による立入検査と自主調査の要求に積極的に対応し、必要に応じて、第三者の専門機構にサポートを求めること

※本記事は、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。

和訳と原文([中文](#))に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 小林 信虹、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: +86 (024) 6785 4068 / Fax: +86 (024) 6785 4067

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC